

北名古屋市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和8年3月5日

北名古屋市監査委員 吉野修進

北名古屋市監査委員 桂川将典

8 北 危 第 2 5 号

令和 8 年 2 月 2 5 日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様

北名古屋市監査委員 桂 川 将 典 様

北名古屋市長 太 田 考 則

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和 8 年 1 月 2 9 日付け 8 北監第 6 号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

<危機管理課>

1 【監査委員意見】

- (1) 契約事務の実施にあたっては、契約規則に沿った手続きを執行すると共に、書類等の作成について内容確認を徹底されたい。
- (2) 被服等貸与品の管理に際しては、適正な管理方法について検討されたい。

2 【措置状況】

- (1) 契約事務の実施にあたっては、契約規則の再確認及び事務処理手順の周知徹底を図りまた、契約書類等の作成に際しては、複数人による内容確認を行う体制とし、適正な事務執行に努めます。
- (2) 被服等貸与品の管理については、貸与台帳を作成し、返却日と貸与日を明確にし、貸与被服等の適正管理に努めます。

8北ま第27号
令和8年2月26日

北名古屋市監査委員 吉野修進様
北名古屋市監査委員 桂川将典様

北名古屋市長 太田考則
(公印省略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和8年1月29日付け8北監第6号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜まちづくり推進課＞

1 【指摘事項】

- (1) 収入事務について
一般寄附事務において、寄附受領伺いを省略していた。
- (2) 補助事業について
防犯カメラ設置費補助金について、通知書の記載内容に誤りがあった。

2 【措置状況】

- (1) 指摘事項については、事務の実態に合わせて手順を定めました。
- (2) 指摘事項については、通知書の記載内容に誤りの無いよう努めます。

3 【監査委員意見】

- (1) 収入事務において、受付印がないものが見受けられたので押印を徹底されたい。
- (2) 他市町とともに助成金を支出している団体については、市の税金を原資として
いることから、効率的及び効果的に公益事業が遂行されるよう定期的に内容を把握し、改善されるべき事項がある場合には見直しがされるよう協議されたい。
- (3) 団体が公共施設を使用する際に、所管課を通じて減免申請を行う場合は、慣例にとらわれることなく、公益上真に必要なものであるか十分に精査し実施されたい。

4 【措置状況】

- (1) 収入事務において、受付印の押印を徹底します。
- (2) 他市町とともに助成金を支出している団体については、効率的及び効果的に公益事業が遂行されるよう定期的に内容を把握し、改善されるべき事項がある場合には見直しがされるよう他市町とともに協議します。
- (3) 団体が公共施設を使用する際に減免申請を行う場合は、慣例にとらわれることなく、公益上真に必要なものであるか十分に精査し実施します。